

石油ガス災害バルク等の導入支援事業 審査委員会 審査手順（案）

申請事業の補助金額が振興センターの事業予算の範囲を超えた場合、振興センターが別に定める審査規定に定めるもののほか、下記のとおり優先順位をつけて採択を行うものとする。

注：この審査手順（案）は、あくまでも事務局作成の案であり、審査委員会において要件を満たすもののうち、申請状況及び内容を踏まえ、審査委員会にて正式に決定するものです。したがって、この内容が変更する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。）

ステップ1

各自治体で策定された国土強靱化地域計画等に基づき設置を行うものを優先採択する。[※]

ステップ2

ステップ1の段階で優先順位がつかず、予算を超える場合、「災害対策基本法」等で国が指定した地震防災の対策強化地域等に設置を行うものを優先採択する。

ステップ3

ステップ2の段階で優先順位がつかず、予算をこえる場合、以下の設置場所の順序で採択するものとする。

1) 公共施設

2) 公的避難所等

- ①地方公共団体が災害時に避難所として指定した民間施設[※]
- ②地方公共団体が災害時に避難所として利用できると認知した民間施設[※]
- ③当該補助金の事業終了（平成30年2月15日）迄に地方公共団体が災害時に避難所として利用できると認知する民間施設[※]

3) 病院、老人ホーム等（災害発生時に避難場所まで避難することが困難な者が多数生じる施設）

ステップ4

ステップ3の段階で優先順位がつかず、予算を超える場合、都市ガス供給エリア内の設置先を優先して採択するものとする。

ステップ5

ステップ4の段階で優先順位がつかず、予算を超える場合、業務方法書細則第4条第1項第2号に規定する「石油ガス災害バルクでの供給」を優先して採択するものとする。

ステップ6

ステップ1～5の各段階で優先順位がつかず、予算を超える場合、その段階において、申請額に応じて残った予算額を按分するものとする。

注）[※]印は証拠書類の内容が確認できていることを必須とする。

以 上